

鏡野町から転出される方へ



- 届出期間 転出予定日（引っ越し日）の1ヶ月前
- 届出先 本庁住民税務課、奥津・上齋原・富の各振興センター住民窓口係
- 必要なもの ①来庁者の本人確認書類（運転免許証・保険証など） ②印鑑

※ 転出される方の中に、下記の該当者が含まれるときは、手続きが必要です。

担当課	項目	鏡野町での手続き	転入先市区町村での手続き
住民税務課	印鑑登録	転出(予定)日で登録がなくなります。印鑑登録証をお返してください。	必要な方は改めて印鑑登録の手続きをしてください。
	住民基本台帳カード ・ 個人番号カード	利用されない場合や国外転出の際は、カードを持参して、廃止の手続きが必要です。	引き続き利用される方は、カードを持参して転入から90日以内に継続利用の手続きをしてください。 ※個人番号カードを申請し、交付前に転出した場合は、転入先市区町村であらためて申請をする必要があります。
	国民年金	国外転出時のみ手続きが必要です。	住所変更についての手続きはありません。
	軽自動車税	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊車・農耕車・ミニカー（50cc以下）については、ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑を持参し、廃車手続きをしてください。	○鏡野町の廃車申告受付書・印鑑を持参し、新ナンバープレートの交付を受けてください。鏡野町で廃車手続きをしていない場合は、転入先の市区町村に鏡野町のナンバープレート・標識交付証明書・印鑑を持参し、廃車及び登録の手続きをしてください。 ○二輪車（125cc超）は転入先所管の運輸支局で、軽自動車（乗用・貨物）は転入先所管の軽自動車検査協会です住所変更等の手続きをしてください。 ※二輪車、軽自動車は手続き先が遠方となる場合がありますので、最寄りの車両販売店等にご相談ください。
	町県民税	町県民税はその年の1月1日に住所のあった市区町村で課税されます。そのため、転出後も納税が必要です。納期限までに納付をお願いします。	
保健福祉課	介護保険	介護保険被保険者証等をお返してください。65歳以上の方は保険料が還付になる場合がありますので、本人の振込口座のわかる通帳等をご用意ください。 ※入所施設の所在地への転出の場合は手続きが異なりますので、お申し出ください。	要介護認定を受けている方は、転入先の介護保険担当課に鏡野町で要介護認定を受けていた旨をお伝えください。
	児童手当	消滅届が必要になります。	新たに受給の手続きをしてください。
	障害者手帳	手続きの必要はありません。	障害者手帳を持参し、住所変更等の手続きをしてください。
	心身障害者医療	喪失届が必要です。受給者証は必ずお返してください。	健康保険証を持参して、新たに手続きしてください。（県内市町村の場合）

担当課	項目	鏡野町での手続き	転入先市区町村での手続き
保健福祉課	後期高齢者医療保険	転出(予定)日の翌日で資格がなくなります。被保険者証をお返しく下さい。県外へ転出される方は『医療負担区分等証明書』をお受け取りください。	県外転出の場合は医療負担区分等証明書を持参して、手続きをしてください。
	国民健康保険	転出(予定)日の翌日で資格がなくなりますので、保険証を持参してください。(就学、施設入所のための転出の場合はお申し出ください。)	改めて加入の手続きをしてください。
	子ども医療	18歳に到達した日以後の最初の3月31日を迎えられていないお子さんが転出される場合は、受給資格者証を必ずお返しく下さい。喪失届が必要です。	健康保険証を持参して、新たに手続きをしてください。(県内市町村の場合)市町村によって対象年齢が異なります。詳しくは、転入先市町村にお問合せください。
	母子保健ガイド (母子健康手帳別冊)	手続きの必要はありません。	妊婦健診・産婦健診・乳児健診など「無料券」の差し替え手続きをしてください。母子手帳は継続して使用できますが、転入時には持参してください。
学校教育課	小・中学校	学校で『在学証明書』『教科書給与証明書』をお受け取りください。	新住所地の教育委員会から指示を受けるとともに、左記の書類を新学校へ提出してください。
上下水道課	上下水道	水道・下水道の使用休止届・下水道世帯人数変更届の手続きをしてください。	上下水道の使用開始の手続きをしてください。
くらし安全課	犬の登録	犬を連れて転出する場合は、特に手続きは必要ありません。	鑑札を持参して、登録の手続きをしてください。
	ケーブルテレビ	加入者が転出の場合、有線テレビ放送等の脱退届出、または加入者の名義変更と口座の名義変更をしてください。	

- 上記以外にも各人によって手続きが必要な場合があります。ご注意ください。
- 引越しされる時は、市区町村役場への手続きのほか、N T T・N H K・電気・ガス・郵便局などへの手続きも忘れないでください。
- 新しい住所に住み始めた日から2週間以内に、転出証明書、個人番号カード、印鑑、本人確認書類及び必要な書類を添え、転入届をお出しください。なお、詳しいことは新しい住所地の担当窓口でお尋ねください。
- 転出証明書の記載内容が変更になった(転出予定日や転入地を変更して、新たな住所地に転入する)場合でも、お手元の転出証明書を提出して、転入届出をしてください。
- 都合により転出を取りやめたときは、必ず転出証明書を持参して、鏡野町で転出取消の手続きをしてください。
- 転入手続きには必ず転出証明書が必要となります(住民基本台帳カードや個人番号カードを利用した転出時を除く)。紛失等の場合は鏡野町で再発行の手続きをしてください。

鏡野町役場	〒708-0392	岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地 (0868)54-2111(代表) (0868)54-2985(住民税務課直通)
奥津振興センター	〒708-0421	岡山県苫田郡鏡野町井坂495番地 (0868)52-2211(代表)
上齋原振興センター	〒708-0601	岡山県苫田郡鏡野町上齋原514番地1 (0868)44-2111(代表)
富振興センター	〒708-0701	岡山県苫田郡鏡野町富西谷125番地1 (0867)57-2111(代表)